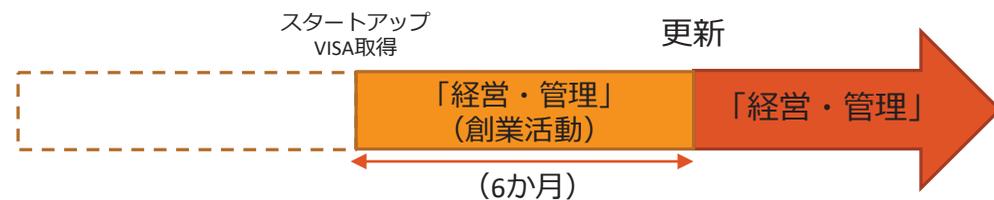


追加提案：スタートアップVISA制度に関する要件緩和

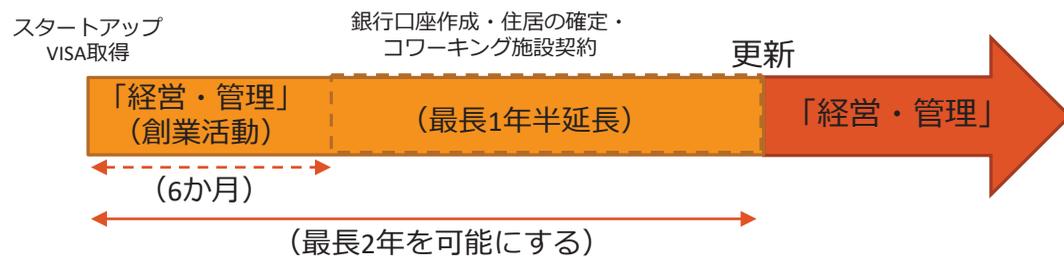
当市では、世界に開かれた「スーパーシティ加賀」として、外国人にも開かれたサービスを拡張すべく、スタートアップVISA制度を導入すると共に、スタートアップVISAの開始に伴い以下の規制緩和を行い、加賀市の高度外国人材誘致と産業振興に向けた取り組みを目指します。

具体的には、スタートアップVISA取得者に対し、**現行ではVISAの更新に半年以内に法人設立を行う要件がありますが、①銀行口座の作成②住居の確定③コワーキング施設との契約をセットで行い、本3条件を満たしたスタートアップVISA取得者に対し、最長1年半の期間延長を可能とすることで、外国人の創業支援の促進を図ります。**

【現行】（特区制度）



【今後】（特区制度の緩和後）



【規制緩和】

現行のスタートアップVISA制度（特区）では、スタートアップVISA取得後、「経営・管理」VISAを更新するにあたり、

- 「事務所の開設」に加え、
- 常勤職員を2人以上雇用するか、
- 資本金の額又は出資の総額が500万円以上

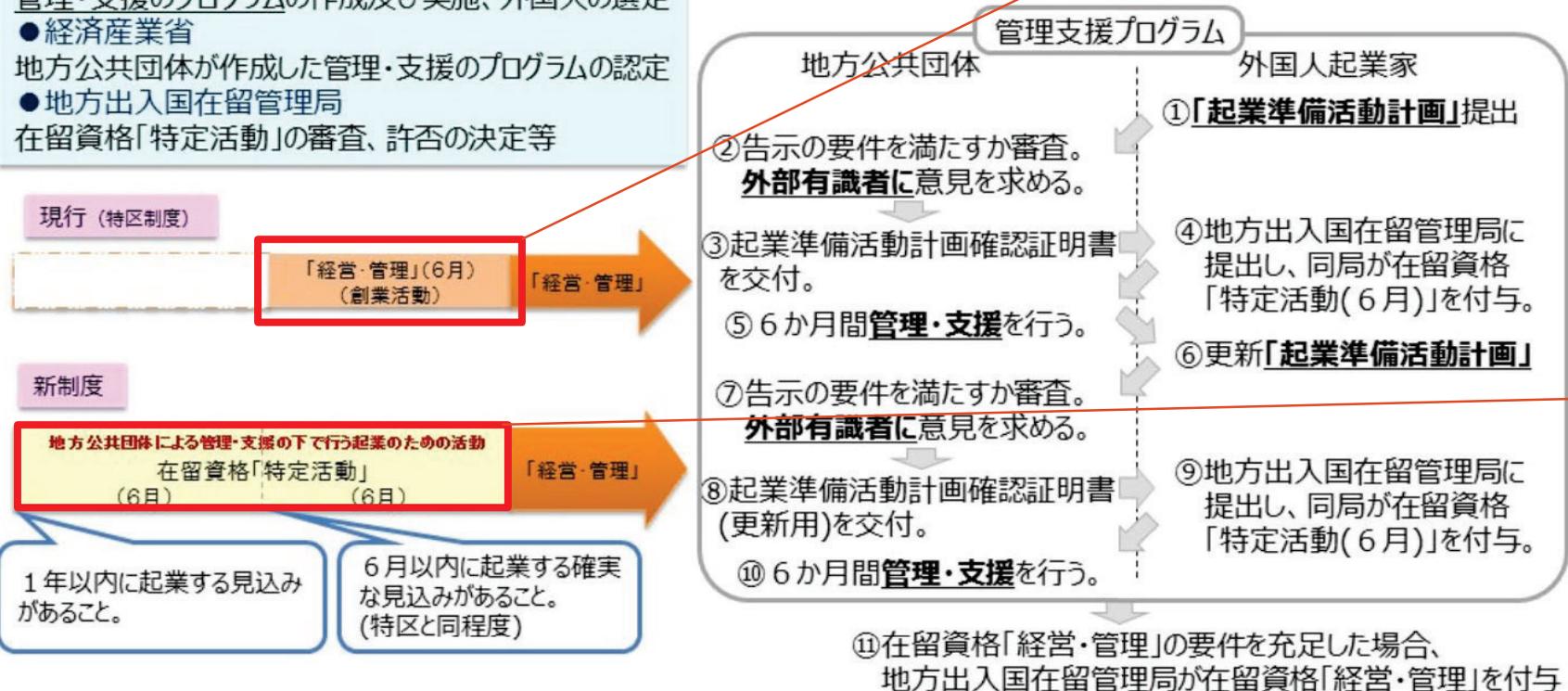
で、法人を登記するという条件を、スタートアップVISA取得後6か月以内に実現する必要があるが、現実的に、生活基盤を整えながら、資金調達の完了までを6か月で完結することは期間が短く、これを最長1年半に延ばすよう規制緩和を求めたい。

外国人起業活動促進事業に関する制度の概要

- 外国人起業家の呼び込みに向けて、経済産業省の定める告示に沿って地方公共団体から起業支援を受ける外国人起業家に対し、最長1年間の入国・在留を認める制度を開始。
- 地方公共団体の管理・支援プログラムを経済産業大臣が認定、地方出入国在留管理局が在留資格「特定活動」を付与。

- 地方公共団体
管理・支援のプログラムの作成及び実施、外国人の選定
- 経済産業省
地方公共団体が作成した管理・支援のプログラムの認定
- 地方出入国在留管理局
在留資格「特定活動」の審査、許否の決定等

経済産業大臣は、**地方公共団体において以下のプログラムを実施する体制が整っていると判断**した場合は、プログラムを認定。



現実問題として、来日から6か月以内で、生活基盤を整え、起業する仲間を探し、資金調達までした上で起業をするのは、非常に困難

※現状の特区での実績の多くは、過去に起業経験があり資金的な余裕があるなど、資金調達の必要がないケースで、スタートアップVISA認定を受けているケースがほとんど。

※2020年6月に「経営・管理」ビザ更新の要件として「個室」のオフィスを借りる要件が緩和され、最初の「経営・管理」ビザ更新から次の更新期限までは、コワーキングスペース(※構造上及び利用上の独立性を有していない、共同利用型の区画)でも可能となった。

※このコワーキングスペースへの適用が可能な都市は2020年6月現在、福岡市と仙台市のみ。

経産省の新しい制度として、特定活動の在留資格による外国人創業支援制度はあるが、現状、本制度ではコワーキングスペースでの創業は要件に入っておらず、制度として使いづらくなっている。